

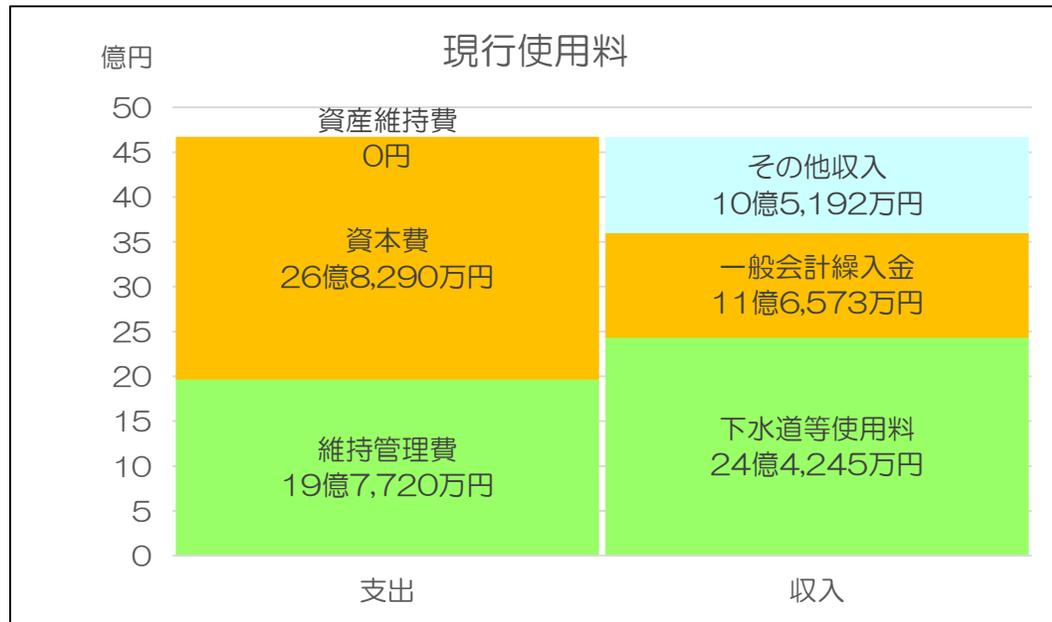
# 下水道使用料及び農業集落排水 施設使用料のあり方について

令和6年度第2回日高市上下水道事業運営審議会・下水道資料2

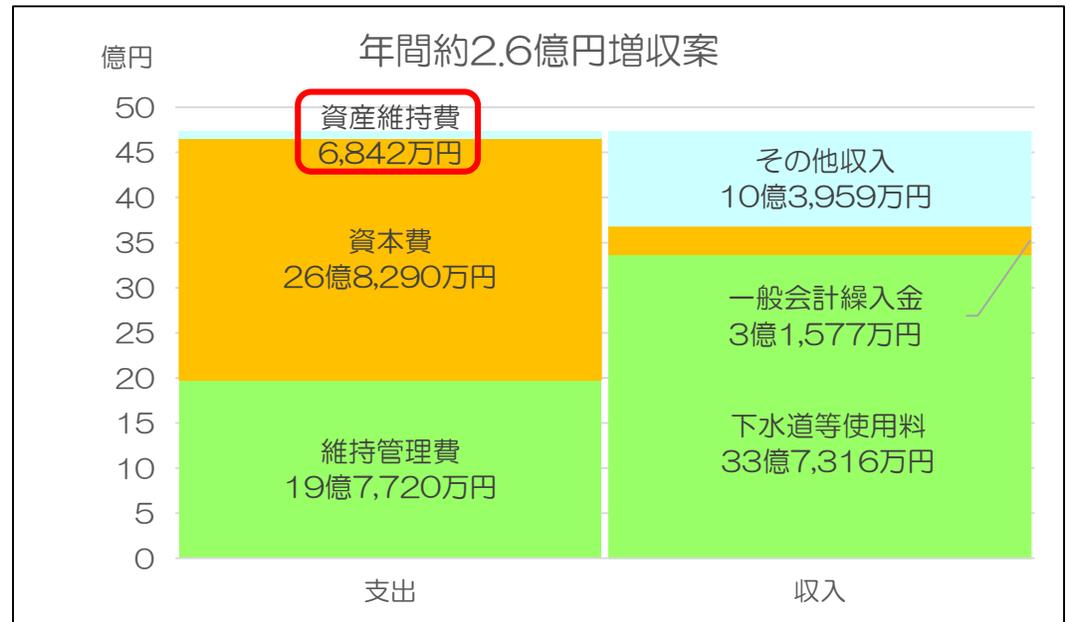
# 1. 今後の下水道事業の収支見込み

## (1) 令和7年度から10年度までの収支見込み（概算・消費税抜き）

### ① 現行使用料での収支見込み



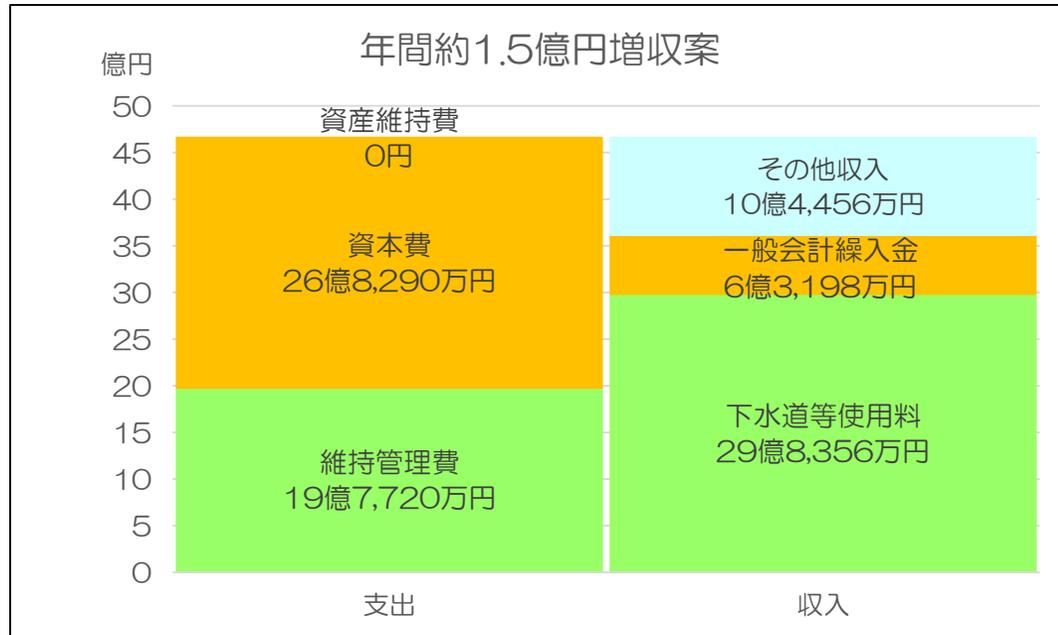
### ② 年間約2.6億円増収案



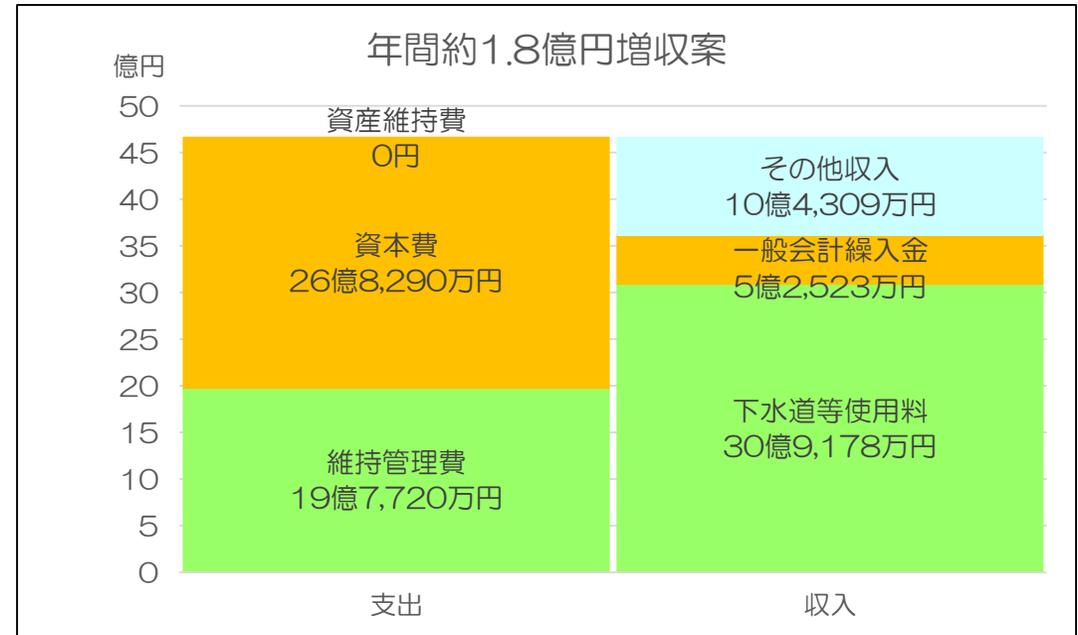
※下水道等使用料は、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の合算額です。

※例年、2.5億円程度の営業損失が発生していますが、その額を補う程度の増収がないと資産維持費分の確保ができません。

### ③年間約1.5億円増収案



### ④年間約1.8億円増収案



※この項目の下水道等使用料は、令和7年度中の改定を想定して積算しています。

※人口減少、節水型機器の普及等による下水道等使用料の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、年間約2.6億円増収案が持続可能な下水道サービスの提供には必要です。しかし、急激な使用料の上昇となるため、市民生活への影響と経営予測を考慮し、年間約1.8億円増収案が妥当と考えます。

## 2. 下水道等使用料改定(案)の概要

### (1) 使用料算定期間

使用料の算定期間は、3年から5年程度の設定が妥当とされており、下水道事業では令和7年度から10年度までの4年間とします。

### (2) 管理運営費

下水道の果たす役割と経費の負担（消費税抜き）

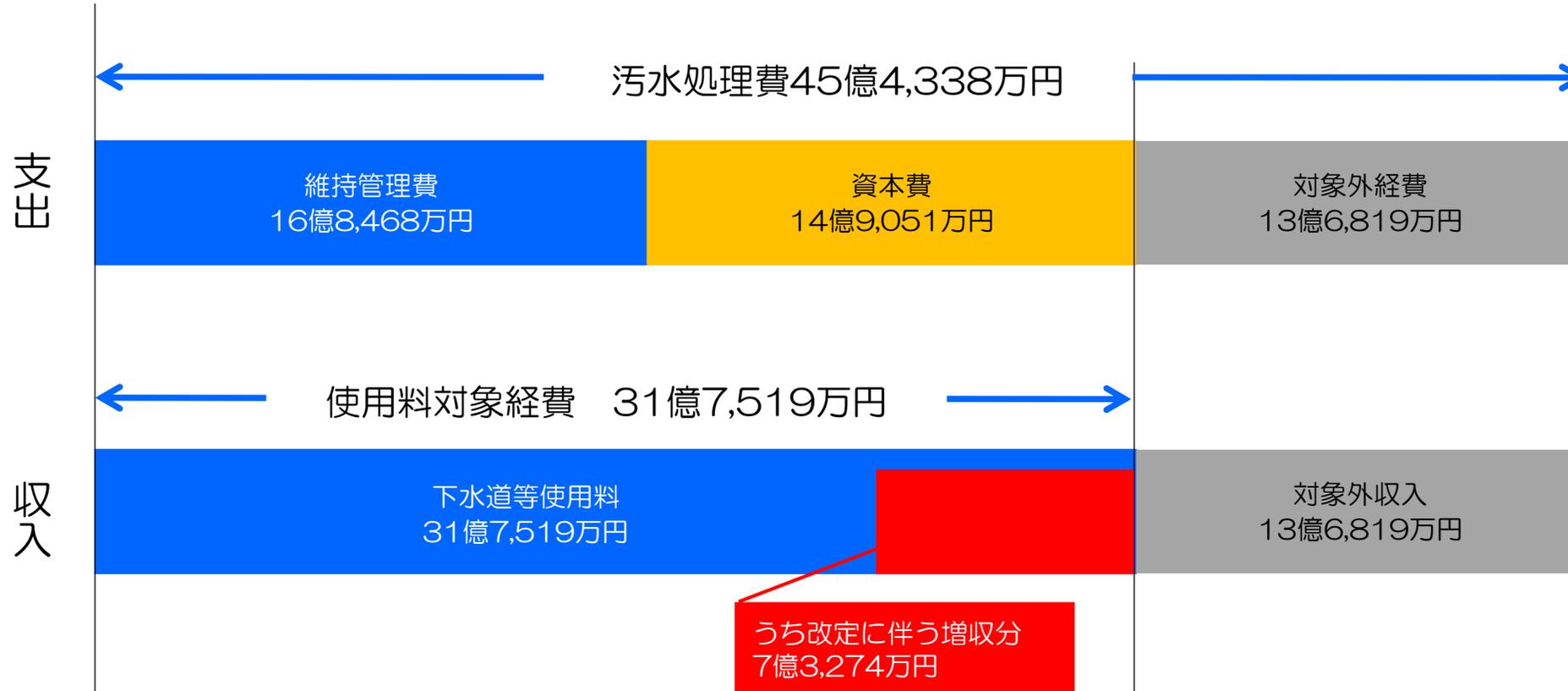
雨水の排除	汚水の排除	汚水の処理
生活環境の改善 0円	生活環境の改善 14億9,051万円	公共用水域の水質保全 2億9,488万円
浸水の防除 1億1,672万円	便所の水洗化 1,547万円	汚染の原因者 16億6,921万円

 一般会計（公費負担）

 下水道等使用料（私費負担）

### (3) 使用料対象経費

使用料対象経費の算定（総括原価・消費税抜き）



※この項目の下水道等使用料は、使用料算定期間中、改定後の使用料で積算しています。

## (4) 今回の改定（案）の内容

### ①基本料金と超過料金（従量料金）の見直し

#### 【概要】

- ・ 前回の下水道等使用料改定以降、人口減少、節水型機器の普及等により水の使用状況も変化しています。
- ・ 今回の改定（案）は、現行の下水道等使用料単価をベースに、使用水量区分を現在の水の使用状況にあわせて考えています。
- ・ 案1、案2については、現行の使用料体系をもとに、使用水量区分を現在の水の使用状況にあわせて考えています。
- ・ 案3については、少子高齢化や節水型機器の普及等により、基本水量に満たない世帯が増えてきている状況を踏まえ、基本水量制を廃止した使用料体系としています。

## 改定（案） 1

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 （1使用月当たり）		下水道使用料・農業集落排水施設使用料		
		現行	改定（案）	増減額
基本料金（0 m <sup>3</sup> ）（1使用月につき）				
基本料金（1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> ） （1使用月につき）		1,110円	1,440円	330円
超過料金 （1 m <sup>3</sup> につき）	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	—	—	—
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	140円	180円	40円
	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	165円	215円	50円
	31 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	185円	240円	55円
	41 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>			
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	215円	280円	65円
	101 m <sup>3</sup> ～	240円	310円	70円
公衆浴場（1 m <sup>3</sup> につき）		111円	140円	29円
累進度（最高超過単価／最低超過単価）		1.71	1.72	0.01

## 改定（案） 2

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 （1使用月当たり）		下水道使用料・農業集落排水施設使用料		
		現行	改定（案）	増減額
基本料金（0 m <sup>3</sup> ）（1使用月につき）				
基本料金（1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> ） （1使用月につき）		1,110円	1,440円	330円
超過料金 （1 m <sup>3</sup> につき）	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	—	—	—
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	140円	180円	40円
	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	165円		75円
	31 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	185円	240円	55円
	41 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>			
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	215円	280円	65円
	101 m <sup>3</sup> ～	240円	290円	50円
公衆浴場（1 m <sup>3</sup> につき）		111円	140円	29円
累進度（最高超過単価／最低超過単価）		1.71	1.61	△0.1

### 改定（案） 3

（消費税抜き）

汚水の排出量による区分 （1使用月当たり）		下水道使用料・農業集落排水施設使用料		
		現行	改定（案）	増減額
基本料金（0 m <sup>3</sup> ）（1使用月につき）			1,000円	△110円
基本料金（1 m <sup>3</sup> ～10m <sup>3</sup> ） （1使用月につき）		1,110円	—	—
超過料金 （1 m <sup>3</sup> につき）	1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup>	—	120円	—
	11 m <sup>3</sup> ～20 m <sup>3</sup>	140円		△20円
	21 m <sup>3</sup> ～30 m <sup>3</sup>	165円	185円	20円
	31 m <sup>3</sup> ～40 m <sup>3</sup>	185円	215円	30円
	41 m <sup>3</sup> ～50 m <sup>3</sup>		240円	55円
	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	215円	270円	55円
	101 m <sup>3</sup> ～	240円		30円
公衆浴場（1 m <sup>3</sup> につき）		111円	140円	29円
累進度（最高超過単価／最低超過単価）		1.71	2.25	0.54

## ②井戸水使用世帯における認定水量の見直し

### 【現行】

家庭用の井戸水のみ使用の場合の下水道等使用水量 世帯員 1 人につき 1 使用月 5 m<sup>3</sup>

家庭用の上水・井戸水併用の場合の下水道等使用水量 世帯員 1 人につき 1 使用月 2.5 m<sup>3</sup>

### 【検証】

家庭用の上水のみでの下水道等使用者と上水・井戸水併用の下水道等使用者の使用水量を比較

	令和4年度	令和5年度
	1人1使用月使用水量	1人1使用月使用水量
上水・井戸水併用の下水道等使用者	7.47m <sup>3</sup>	7.39m <sup>3</sup>
上水のみでの下水道等使用者	7.49m <sup>3</sup>	7.48m <sup>3</sup>

家庭用の上水・井戸水併用の下水道等使用者の使用水量は、上水のみでの下水道等使用者の使用水量とほぼ同程度の使用水量となっていることから、現行の認定水量である世帯員1人につき1使用月2.5m<sup>3</sup>は変更を要しないと考えます。

家庭用の井戸水のみ使用の場合の下水道等使用水量（世帯員1人につき1使用月5m<sup>3</sup>）と、上水のみでの下水道等使用者の使用水量（世帯員1人につき1使用月約7.5m<sup>3</sup>）には、差が生じています。

今回の検証結果から、家庭用の井戸水のみ使用の場合の下水道等使用水量を世帯員1人につき1使用月7m<sup>3</sup>（小数点以下切捨て）が妥当と考えます。

### 【改定（案）】

	現行	改定(案)
	世帯員1人につき	世帯員1人につき
井戸水のみでの下水道等使用者	1使用月 5m <sup>3</sup>	1使用月 7m <sup>3</sup>
上水・井戸水併用の下水道等使用者	1使用月 2.5m <sup>3</sup>	1使用月 2.5m <sup>3</sup>

③使用月中途の公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止に係る取扱いの見直し

【現行】

条例において、使用月中途に公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止したときは、その使用月の使用料は、1使用月として算定しています。

【改定（案）】

日高市水道事業の取扱いにあわせ、使用月中途に公共下水道及び農業集落排水施設の使用開始、休止又は廃止したときの基本料金は、使用日数が15日以下の場合に限り2分の1の額に変更したいと考えます。

なお、超過料金（従量料金）分については、使用水量に応じて使用料を算定します。

### 3. 今後の下水道事業の展開

#### (1) 事業展開の内容

##### 【令和5年度末現在】

- ・建設投資総額（下水道事業施設の取得価額）  
約306億円
- ・行政人口に対する普及率
  - 公共下水道 64.8%
  - 農業集落排水事業 0.6%

##### 【今後の課題】

- ・老朽化した施設の改築更新
- ・人口減少、節水型機器の普及、厳しい経営状況の中での浸水対策、公共用水域の水質保全の実施

##### 【これからの下水道事業】

- ・合併処理浄化槽による整備（小型で整備費用も安価、人口減少にも即応できる機動性がある）
- ・下水道整備計画の見直しによる投資の効率化
- ・コスト縮減を図りながら、快適な水環境の維持・向上に努める

## (2) 健全な下水道経営

### 【経営体質の強化】

- ・ 経費を抑制しつつ、事業効果を最大限に発揮
- ・ 今後の社会情勢に的確に対応した効率的な事業運営

### 【具体策】

#### ① 下水道施設の適正維持

- ・ 下水道施設の計画的な調査・点検及び計画的な修繕・改築・更新の実施  
(省エネルギー化・省力化等、機能向上も併せて図る)

#### ② 効率的事業運営

- ・ 施設の機能維持・延命化等、効率的な維持管理
- ・ 民間委託の推進による組織の効率化

### ③未接続の解消

- ・未接続家屋の調査、個別訪問等による接続依頼、広報活動の実施

### ④経営戦略の見直しと着実な実施、経営の見える化

- ・使用料のあり方の審議・答申に合わせた経営戦略（中長期的な経営基本計画）の見直し
- ・見直した経営戦略における取組の着実な実施
- ・分かりやすい経営情報の開示による「見える化」の推進